

(趣旨)

第1条 この条例は、上天草市姫戸白嶽森林公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の自然環境に即した施設を地域住民及び市外者に提供し、自然への親しみと理解を求めるとともに、教育、文化及び観光事業の振興に寄与するため、上天草市姫戸白嶽森林公園（以下「公園」という。）を設置する。

(位置)

第3条 公園は、上天草市姫戸町姫浦5395番地2・5395番地3に置く。

(業務)

第4条 公園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 野外活動を行うための施設及び設備（以下「施設等」という。）を提供すること。
- (2) 野外活動に関する相談に応じ、及び指導を行うこと。
- (3) その他野外活動の普及振興に必要な業務を行うこと。

(施設)

第5条 公園の施設は、次の表のとおりとする。

(1) 管理棟	398平方メートル（1棟）
(2) バンガロー	36平方メートル（10棟）
(3) テントサイト（4人用）	12平方メートル（10棟）
(4) テントサイト（8人用）	20平方メートル（5棟）
(5) 炊事棟	40平方メートル（2棟）
(6) 便所・シャワー棟	51平方メートル（1棟）
(7) 合併処理浄化槽	（1基）
(8) 道路	312メートル
(9) 駐車場	634平方メートル
(10) 園路	271メートル
(11) 集合広場	260平方メートル
(12) 給水施設	（一式）

(13) 外路灯 (23基)

(14) ジップライン 1,575平方メートル (一式)

(使用期間及び使用時間)

第6条 施設の使用期間及び使用時間は、次の表のとおりとする。

施設名	使用期間	使用時間
バンガロー	1月1日から12月31日まで (年中無休)	午後2時から翌日午前10時まで
テントサイト	〃	〃
便所・シャワー棟	〃	24時間
炊事棟	〃	〃
ジップライン	1月5日から12月27日まで (火曜日及び木曜日を除く。)	午前8時30分から午後5時まで

2 市長は、必要と認める場合は、施設の全部若しくは一部の使用期間若しくは使用時間を変更し、又は臨時に休業することができる。

(公園の立入り及び施設等の使用の許可等)

第7条 公園への立入りは、原則として自由とする。ただし、別表に定める施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、施設等の使用を許可しない。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。

(2) 風紀を乱し、又は乱すおそれのあるとき。

(3) 公益を害し、又は害するおそれのあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他市長が規則で定める要件を満たさないとき。

(使用の停止等)

第8条 市長は、前条第1項の許可を受けた者 (以下「使用者」という。) が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、同項の許可を取り消し、若しくは変

更し、又はその使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(使用料等)

第9条 別表に定める施設等の使用については、使用料を徴収する。

- 2 市長は、第7条の許可の前に、必要があると認められるときは、使用に係る予納金（以下「使用予納金」という。）を納付させることができる。
- 3 使用予納金は、使用料に充当するものとする。
- 4 使用料及び使用予納金の徴収方法は、規則で定める。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 上天草市立の小学校又は中学校の行事として施設等を使用する場合
- (2) 上天草市の婦人会、子供会等が研修のために施設等を使用する場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付するものとする。

- (1) 天災地変その他使用者の責に帰することができないとき。
- (2) 使用者が使用の前に使用の許可を取り消し、又は変更の申出をし、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 緊急やむを得ない理由により、市長がこれを使用したとき。

(使用者の管理義務及び物件の返還)

第12条 使用者は、借り受けた物件に対しては、これを善良な管理のもとに使用しなければならない。

- 2 使用者は、借り受けた物件を使用中に破損させ、又は異状を発見したときは速やかに管理人に届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）

に行わせることができる。

- 2 前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、公園の使用期間を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条及び第8条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が公園の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 公園の使用の許可に関する業務
- (3) 公園の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上必要と認める業務

（利用料金等）

第15条 第9条第1項及び第4項の規定にかかわらず、公園の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に公園の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、第7条の許可の前に、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用に係る予納金（以下「利用予納金」という。）を納付させることができる。
- 4 利用予納金は、利用料金に充当するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公園の施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用者の賠償責任)

第17条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その程度に応じ賠償の責を負うものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の白嶽森林公園施設設置及び管理に関する条例（平成11年姫戸町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月26日条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月21日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の上天草市白嶽森林公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 6 年 6 月 27 日 条例第 20 号）

この条例は、令和 6 年 9 月 7 日から施行する。

別表（第 7 条、第 9 条、第 15 条関係）

施設等名	細目	使用区分	使用料	備考
管理棟	多目的ホール	高校生以上	100円	4 時間以内 1 人
		中学生以下	50円	4 時間以内 1 人
	視聴覚室	高校生以上	100円	4 時間以内 1 人
		木工室	中学生以下	50円
バンガロー	1 棟	1 泊	12,000円	
テントサイト	8 人用	1 張 1 泊	5,000円	
	4 人用	1 張 1 泊	2,500円	
炊事用具	一式	1 泊	1,000円	電気炊飯器、食器類、炊事用具等
炊事棟集合広場		10人以下	500円	バンガロー又はテントサイトの使用者を除き、火気を使用する場合には限る。
		11人以上20人以下	1,000円	
		21人以上30人以下	1,500円	
		31人以上	2,000円	
ジップライン		高校生以上	3,000円	滑走 1 回につき
		小・中学生	2,000円	